

令和5年度八潮市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

八潮市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針（以下「調達方針」という。）は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために定めるものである。

2 調達方針の適用範囲

調達方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

3 対象とする障がい者就労施設等

対象となる障がい者就労施設等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき次の事業を行う施設とする。

- ・就労継続支援事業所（A型、B型）
- ・就労移行支援事業所
- ・生活介護事業所
- ・地域活動支援センター

4 対象となる物品等

前項に規定する施設において、供給する全ての物品等のうち、調達可能なものとする。

5 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進について

- （1）各部署においては、障がい者就労施設等が供給する物品等について、施設の供給体制に応じて、可能なかぎり優先的に発注するものとする。
- （2）予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に配慮するよう努めるものとする。
- （3）物品等の調達のほか、障がい者就労施設等の庁舎内での物品の販売や市及び関係団体が開催するイベント等での販売スペースの確保などに努めるものとする。

6 情報提供について

市内の障がい者就労施設等が提供可能な物品等について、ホームページ等を通じて、周知するものとする。なお、市域外の障がい者就労施設等からの情報提供があった場合は、法の趣旨を踏まえて庁内の各部署に、庁内 LAN を通じて情報提供を行うものとする。

7 庁内の推進体制について

- (1) 庁内 LAN を通じて対象となる障がい者就労施設及び当該施設で供給可能な物品等について周知する。
- (2) 庁内連絡会議等において、本調達方針及び調達実績について報告を行うものとする。

8 調達目標

令和 5 年度調達目標を、次のとおり設定する。

目標額 1,300,000 円

9 公表の方法

令和 5 年度中の実績を市のホームページで公表するものとする。